

介護事業者の労務管理体制の

再構築を支援する助成金の創設①

「介護職員処遇改善交付金」が平成23年度に終了し、平成24年度以降は、「介護職員処遇改善加算」へと変更されました。今回の介護報酬はプラス改定でしたが、交付金の終了に伴い、実質上マイナス改定となつていきます。その他介護保険法改正に伴い、労働基準法を始めとする「労働法」の違反事業者に対する措置として「介護サービス指定の取り消し」が明記されました。介護業界を取り巻く状況は、報酬面、制度面ともに厳しいものとなっております。労働関連の情報誌で、今年度は近畿圏の労働局管轄内で福祉施設に対して重点的に監督指導を行う旨の記事を目にしました。特に最近開業をした福祉施設では、違反率が83%にのぼつたそうです。昨年も介護事業所に関しては重点指導対象でしたが、恐らく今年も引き続き労働基準監督署の定期監督の対象となりそうです。

介護事業所の労務管理のポイントは左記の2つです。

①労働時間管理

24時間、365日フルタイムサービスに応じた労働時間管理を行う必要があります。1日8時間、1週40時間体制では人件費の高騰を招くだけでなく、多くの労働基準法違反ということにも繋がっていきます。フレキシブルな労働時間を編成できる変形労働時間制度の導入、シフト勤務等を効率的に組み合わせた労働時間管理が欠かせません。さらに介護事業所では配置基準を意識することがとても重要になってきます。

②各職種に応じた賃金体系

介護事業所は、様々な資格保有者により運営されています。これは、介護保険法で資格保有者を配置基準により義務づけているからです。また、フルタイムの正職員、準職員、パートタイマー、登録ヘルパー等、雇用形態も通常の事業所に比べてバラエティに富んでいます。各職種に応じた処遇が重要になってきます。

●介護サービス指定取消しとは

介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとする。
 - ①労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者
- (2) 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者が(1)の①に該当するに至つた場合には、指定の取消し等を行うことができるものとする。

ここでいう労働に関する法律とは、具体的に何を指しているのでしょうか。広義に捉えようと数十種類はありますが、左記の様な法律に留意する必要があると思われれます。

①	労働基準法	時間外労働、法定労働時間、移動時間、休憩時間、研修時間、夜間勤務、健康診断、労使協定、就業規則、雇用契約書、変形労働時間、解雇
②	労働安全衛生法	
③	最低賃金法	
④	厚生年金保険法	多くは、短時間労働者、登録ヘルパー等の保険未加入が問題となる。介護事業所は法人が指定要件なので、社会保険は強制適用事業所に該当する。
⑤	健康保険法	
⑥	雇用保険法	
⑦	労災保険法	

①～③は労働関連の法律で、労務管理を規定した内容になっています。④～⑦は公的保険関連の法律で多くは未加入者が問題となつてくるでしょう。これらは介護事業所に

限らず多くの中小企業のウィークポイントでもあります。対応策は至つてシンプルで、前出の「労働時間管理」、「各職種に応じた賃金体系」を各介護事業所の実状に沿つた内容に落とし込むことです。なにも難しいことを考える必要はありません。労働時間と賃金は密接にリンクしていますから、収入として入ってくる介護報酬をどう分配するかだけの話です。ここで留意しないといけないものとして、

*介護職員処遇改善加算の終了

*介護職員キャリアパスの対応

介護職員処遇改善交付金が終了し、本年度から交付金という名称から加算へと衣替えしました。平成27年度で終了することも明記されています。加算終了後のキャリアパス構築が重要課題となるでしょう。

●助成金の内容

従来から「介護労働設備等導入奨励金」が実施されていましたが、本年度より「介護労働環境向上奨励金」に名称変更されると共に、新たに「雇用管理制度等助成」が創設されました。その主な内容として、

①	キャリアパスの構築等の処遇改善
②	賃金体系の構築、給与規程の作成
③	労働時間管理の構築、シフト勤務の構築

右記の制度導入を外部の専門家に依頼した場合の費用を2分の1(最大100万円)まで補助するというものです。今回は前置きが長くなりましたが、助成金創設の背景としては是非ともご理解して頂きたいと思ひ紙面を割いた次第です。次回は、各制度の概要をご紹介します。

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>